

飲料水検査

関係法令

- ・水道法
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律

項目	基準値	項目	基準値
一般細菌	100個/mL以下	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
大腸菌	検出されないこと	トリクロ酢酸	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	塩化物イオン	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	蒸発残留物	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ジオスミン	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	フェノール類	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	有機物(TOC)	3mg/L以下
塩素酸	0.6mg/L以下	pH値	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	味	異常でないこと
クロホルム	0.06mg/L以下	臭気	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	色度	5度以下
ジブromokロロメタン	0.1mg/L以下	濁度	2度以下
臭素酸	0.01mg/L以下		

その他検査項目(一部)

- ・嫌気性芽胞菌
- ・クリプトスポリジウム(原虫)
- ・ジアルジア(原虫)
- ・水質管理目標設定項目